

学校における「安全管理」の現代的意義と課題

堀井 雅 道

はじめに

2006年の通常国会に、「学校安全対策基本法案」が民主党から参議院に提出された。これは、言うまでもなく近年、学校や子どもへ危害を加える事件が相次いでいるからであり、それが国家的な緊急課題になるほどの様相を呈しているからだといえるだろう。

そのような今日の「学校安全」の揺らぎは、以下の三点の現実からもたらされていると考えられる。

第一に、学校の管理下に発生する事故や災害の増加である。たとえば、部活動中における子どもの死亡事故や、遠足や修学旅行など課外活動中の子どもの行方不明などである。そのような学校の教育活動中における事故や災害により、子どもが死亡したり、障害や負傷、疾病を負ったりするなどして医療費、見舞金などを給付した件数は、2005年度では約208万件にも及んでいる^①。その数は、そのような災害給付制度が設立されて以来、過去最高であり、近年だけを見ても少子化にも関わらず年々増加の一途をたどっている。また、それは、あくまでも被災者が日本体育・スポーツ振興センターへ申請し、災害給付を受けたものだけであり、実際には申請していないものもあると推測されるのでその数をはるかに上回るものと考えられる。

第二は、学校の管理下における事故や災害として近年特に緊要の課題となっている学校や子どもへ危害を加える犯罪事件の発生である。すなわち、それは2001年の大阪教育大学附属池田小学校における事件などをはじめとする不審者侵入事件に代表されるものである。また、それらの学校への不審者侵入事件に輪をかけて、通学路における登下校中の子どもへ危害をくわえる事件も相次いだこともあり、人びとの学校は安全というイメージは崩れつつある。そこで、「学校防犯」が「学校安全」の重要な内容として捉えられる風潮が、今日の日本社会には拡がっている。

そして、第三は、阪神大震災から提起される震災の危機感と学校施設の老朽化である。2006年6月に文部科学省から発表された公立学校施設の耐震改修状況調査の結果では、文部科学省ですら「各学校種における耐震診断及び耐震化とも、十分に進められているとはいえない状況」と判断せざるをえないほどの実態が明らかになっている^②。すなわち、2006年4月1日の段階では、公立小中学校の施設に限ってみても、旧耐震基準（1981年以前）の施設で、耐震性がない未改修

の施設と、耐震診断すら行われていない施設とを合わせると、その割合は、全国の学校の施設数の45.3%も占めていることが明らかになっている。簡単にいえば、日々子どもや教職員が活動を行っている学校施設で、震度6から7程度の地震があった場合、半数弱の施設が倒壊もしくは損壊するおそれがあるのである。

以上のような現実をふまえると、「学校安全」の揺らぎは様々な面で顕著になってきていると言わざるをえないし、それらに対する「学校安全」対策が緊急に求められているといえるだろう。そのような社会的なニーズは、同時に「学校安全」研究の充実をも要請している。

そこで、本稿では、「学校安全」の現代的意義と課題について述べたい。しかし、次に述べる通り、「学校安全」という概念が含む意味は、非常に幅広いものをさすため、本稿では特に「安全管理」に焦点をあてて述べていくことにしたい。

1 「学校安全」概念と学校における「安全管理」の位置

「学校安全」という言葉は、前述のような状況にある今日だからこそ頻繁に耳にするようになり、その意味内容も学校への不審者侵入事件の相次ぐ発生を受けて、「学校防犯」という言葉に置き換えてもいいほどになっているような風潮がある。そして、その「学校安全」については、文部科学省より次のように説明されている。すなわち、学校安全は、「安全教育」と「安全管理」によって成り立っており、前者は「児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して、安全に行動することを目指す活動」であり、後者は「児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動」とされている⁽³⁾。さらに、それらの活動を実現するための組織活動を含めて「学校安全」と定義されている。それは、学校経営・教育経営の分野においても同様に定義されている⁽⁴⁾。

それらの定義をふまえると、前者は、子ども自身に自らの安全を確保できる知識や技術、能力、態度などを学校教育を通じて身に付けさせていく営みであり、後者は、学校現場ひいては教育行政が、学校（施設）やそれを取り巻く地域などの環境について、そこに潜在する危険などを除去して、安全な環境を創りあげていく営みだといえるだろう。特に、後者については、子どもが安心して安全に、学校で教育を受けられる権利を保障していくための教育行政の責務を示すものとも捉えることができる。

また、そのように学校安全が、「安全教育」と「安全管理」を内容としている法的根拠としては、1959年の「日本学校安全会法」があげられる⁽⁵⁾。同法では、その18条で学校安全会の事業について「学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）の普及充実に関すること。」と規定されているのである。同法は、2004年以降は「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」となっているが、同法15条7号においても同様に「学校安全」の定義がなされている⁽⁶⁾。

以上の通り、日本における「学校安全」の概念は、1959年の同法の成立によって登場したこと

になる。なぜ、その当時に、「学校安全」が登場したのか。それは、遠足中に遊覧船の沈没により中学生22名の命が奪われた1954年の相模湖事件や、修学旅行中の小学生が乗った遊覧船が沈没し、乗客168名が死亡した1955年の紫雲丸事件をはじめとする学校管理下における事件が相次いで発生したことを受けて、それに対する公費による災害補償の声が高まったからである⁽⁷⁾。

さて、それでは本稿で焦点をあてる「安全管理」とは具体的にどのようなものか。文部科学省によれば、学校の「安全管理」とは、「事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去」し、「事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立」して、「児童生徒等の安全の確保を図る」とことと定義している⁽⁸⁾。そして、そのような学校の安全管理は、大きく「対人管理」と「対物管理」とに分けられる。「対人管理」は児童生徒等の心身や、生活や行動を対象とした安全管理であり、対物管理は学校環境（施設・設備）を対象とする安全管理とされている。

また、学校の「安全管理」は、外的管理と内的管理とわけて捉えられることもある⁽⁹⁾。すなわち、前者外は、学校教育法5条の「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する」という規定と、地方教育行政法23条における教育委員会の学校等の設置、管理、廃止の規定を根拠としている。他方、後者は、国家公務員法108条の2第3項や地方公務員法52条3項における「管理的地位にある職員」「監督的地位にある職員」の行う管理であり、学校については校長や教頭がそれに該当するとされている。以上の捉え方にもとづけば、学校の安全管理は、設置者である教育委員会（教育行政）等と、学校現場の校長や教頭等がその役割と責任を担っているということである。そして、その管理については、「教育委員会の管理はあくまでも基準的な管理」（傍線筆者）であり、「学校の細部にわたる管理は、その運営を委任されている学校管理者が責任をもって管理」と捉えられている。

2 学校における「安全管理」の現代的課題

しかし、以上のように捉えられる「安全管理」は、次のような批判がこれまでなされてきた。すなわち、学校施設について学校環境の安全論を主張している喜多明人によれば、戦後まもなくの「安全管理」は、教育基本法10条2項の教育条件整備にもとづき、教育行政（国・文部行政）の学校施設の基準立法や指導行政を通じて、学校環境を整えていこうという考えに立っていたという⁽¹⁰⁾。そのことは、1959年に文部省が作成した『中学校・高等学校 学校評価の基準と手引（試案）』に顕著に表れており、そこには、各学校が教育委員会と協同しながら自校の施設について、そこに示される数値基準によって自己評価していくものだったという。そのような国の示す最低の安全基準にもとづいた学校環境の整備（安全管理）は、喜多によれば1950年代までは主流だったという。しかし、行政基準を重視した「安全管理」は、当時の法制では明確な根拠がなかったことと、子どもへの安全教育（安全能力開発）の重点化により、1960年代以降はその位置を次

第に下げたというのである。

つまり、「学校安全」の具体的な保障は、国や教育行政による安全保障よりも、学校現場の校長や教職員等による「安全管理」と、「安全教育」により培われた子どもの安全能力とに期待するという「現場主義」で進められてきたわけである。その点は、現在においても文部科学省が「安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒等が適宜参加することにより…（略）」と示していることから理解できよう⁽¹¹⁾。

今日における学校の「安全管理」は、以上の通り、「現場主義」を原則にしながら進められているわけである。また、それは、学校管理者である校長などの主体性や主観、裁量にもとづいた判断の下に、極めて曖昧なままに進められてきたといえるだろう。学校の「安全管理」は、学校への不審者侵入事件など新たな課題として「学校防犯」が登場してきても基本的には変わっていない。世の中を震撼させた2001年池田小事件以降の文部科学省の対応を見ればそれが理解できる。すなわち、文部科学省は、そのような事件の度に通知・通達を発令し、教職員による校内外の巡回や防犯訓練、校門や校舎の出入り口の施錠管理などを学校現場に課しているのである⁽¹²⁾。しかし、その「学校防犯」という今日の課題は、昨今の学校現場の多忙化や、大阪・寝屋川中央小事件で教職員3名が殺傷された事件等を通じて、現場主義の「安全管理」の限界が顕わになり、その転換が迫られており、主に次に述べるような課題をつきつけているといえよう。

(1) 学校施設・設備の現代的課題 — 学校環境の整備における「基準」の必要性

学校における「安全管理」の中の「対物管理」は、学校施設・設備（校舎内外）を対象として、具体的な方法としては安全点検及び安全措置（対策）、美化等とされているのが一般的である⁽¹³⁾。そして、それらが、これまでは学校現場の校長などの管理者の判断で行われてきたわけである。

しかし、学校内における子どもの事故が、過去にも発生した事件と同様のものが繰り返されるという現実からも見えてくる。たとえば、最近では2006年6月に新潟の小学校で起こった防火シャッターに挟まれて子どもが圧死した事件はその例であり、そのように繰り返される事故は、もはや学校施設・設備における顕在化された「危険」であり、物的な安全管理（施設・設備の改善）を通じて避けられるものだろう。

そのように考えれば、過去の事故事例から学校施設・設備の整備条件について、明確化する必要性が理解できる。すなわち、安全管理における対物管理の「基準化」であり、教育行政が安全・安心な学校環境を整備するにあたっての責務の明確化ともいえるだろう。今日、物的な学校環境（学校施設）の企画や設計にあたっては、文部科学省により『学校施設の整備指針』が学校種ごとに事細かに示されている。しかし、そこには、「児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮した計画とすることが望ましい」「児童の安全確保を図るため、学校内にあるすべての施設・設備について、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確

保した計画とすることが重要である」というように⁽¹⁴⁾、漠然かつ曖昧とした内容と表現で示されており、到底「基準」とは呼べないものになっている。つまり、学校環境の整備には明確な基準はないし、そのような繰り返される事故が起っても、教育行政（文部行政）は、「通知・通達」という文書を通じ、その再発防止対策を学校現場（校長、教職員等）に依拠しているというのが現状である。そのような現状をふまえて、日本教育法学会の学校事故問題特別研究委員会は、「学校安全」の最低基準の必要性と明確化及びその法制化—学校安全最低基準の必要性と法律主義的学校安全管理—を指摘し、「学校安全法」制定の必要性を提案している⁽¹⁵⁾。

以上をふまえると、学校環境の基準の必要性と明確化が、学校における安全管理の現代的課題といえるだろう。そして、その課題の解決に向けて具体的に次の二つの視点が追究される必要がある。

第一は、学校環境の設備・整備にあたっての「相応しさ」である。それは、学校防犯の課題を受けて学校現場の限界から、各教育委員会等の設置者が、積極的に「安全管理」（少なくとも学校防犯上の）のための予算措置等をとるなどした動きもでてきたことからいえるものである。すなわち、学校への「監視カメラ」等の設置を通じたハード面の整備が行われつつあるが⁽¹⁶⁾、それらにはたして「学校」の施設・設備に「相応しいのか」という課題をつきつけている。これまでの学校経営（教育経営）の研究からは、安全管理の対物管理の課題として、「施設・設備の機能と安全性との吟味」が指摘されているが⁽¹⁷⁾、それらの吟味がされないままに学校環境の整備が行われつつあることも問題だが、さらに、そこにおいては、「学校」という場に「相応しいのか」ということも勘案することが重要である。つまり、学校は自由と自律ある空間の中で、子どもと教職員とが学習・教育活動を行う場だとすれば、そのような学校に、監視カメラ等を設置することを通じてどのような影響があるのかを考える必要があるだろう⁽¹⁸⁾。

そして、もうひとつ欠かせない視点が学校や地域の特性である。それは、たとえば設置者が学校に「監視カメラ」等を設置するような動きがある中で、一律にそのような対応・対策がとられることに問題はないかということである。学校や地域によって、その立地条件はもちろんのこと、学校と地域との関係などそのもともとの環境条件は様々である。たとえば、積雪の多い地域では、学校を取り囲む塀やフェンスなどは残雪が残るためにそもそもなかったり、学校が生涯学習施設（コミュニティセンター等）としても利用され、多くの人々が学校を利用するために出入りも自由なところもある。もし、そのような学校にフェンスや壁、監視カメラなどが一律の「基準」として、整備されることになったらどうだろうか。おそらく、その学校や地域にはまた異なる問題や弊害が出てくるだろう。そのように考えると、「基準」の明確化には、そのようなそれぞれの学校や地域の特性を無視してもよいのだろうかという問題が含まれているのである。

以上をふまえると、学校環境の安全管理には、その施設・設備の「機能」「安全性」そして学校教育という性質に照らした「相応性」という視点と、学校・地域の特性という視点が必要であ

り、それらを学校施設・設備の最低基準の模索が研究課題といえるだろう。

(2) 安全管理の「主体」とその役割と資質

前述したように、安全管理の「主体」は原則として、校長や教職員とされているが、「防犯」という特殊性や学校現場の負担、そして監視カメラ等の物的設備による安全の有効性の限界から、「学校安全」を担う新たな主体の必要性がでてきている。つまりは、学校の安全管理のためには、結局のところ「人」が必要であるということである。監視カメラ等を設備したとしても、そのモニター等を監視したり管理したりする人員が必要だし、学校内外に不審者がいないか、学校施設・設備に危険な箇所がないかなどを常時、点検する人員が必要なのである。

その点について学校防犯に関していえば、文部科学省は相次ぐ不審者侵入事件を受けて通達などにおいて次のように強調している。すなわち、「地域のボランティアの協力も得つつ、交代制にするなどして個人にかかる負担を軽減しながら、モニターを意識的にチェックする体制づくりをすることが重要」「教職員や地域のボランティア等が応対して来校者をチェックすることが必要」というように、学校を不審者侵入から守るための人員は、保護者や地域住民等のボランティアに求めているのである⁽¹⁹⁾。そこで、文部科学省は、2005年度から「学校で巡回警備等に従事する学校安全ボランティア（スクールガード）の養成・研修」「防犯の専門家や警察官OB等の協力の下、地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）による各学校の巡回指導と評価」などを内容とする事業予算を組み、展開している。その一方で、学校と家庭、地域との関係が希薄で、ボランティアの確保も困難なところでは、「警備員」や「監視員」等というような人材を自治体もしくは学校が独自に確保しているところもある。しかし、その場合には、莫大な人件費が必要となり、自治体の財政逼迫が叫ばれている状況下で困難なところが多い。だから、現段階では、児童生徒が学校で過ごす日中の時間帯に、そのような警備員等が配置されている公立学校の割合は約1割にとどまっているのが現状である⁽²⁰⁾。そして、その場合には、学校が地域を所轄する警察署と連携し、警察官に学校内外を巡回させるという対策をとるところも出てきている⁽²¹⁾。その点は、警察行政の学校教育への介入が、「学校防犯」という学校の安全管理—学校を不審者侵入から守ること—を超えて、子どもの「健全育成」という目的にすり替えられ、子どもの監視ひいては教職員の監視につながらないかということも危惧されている。それは、児童・生徒の健全育成を目的とした「警察と学校との相互連絡制度」を創設する自治体も増えてきている現実からも理解できる。

以上の状況をふまえると、教育に関し専門性を有する教職員以外の「安全管理」を担う「主体」の登場は、その主体の資質等を明確にしておくことを課題として提起しているといえる。その資質等は、学校安全の専門性と言いつたことができようが、その内容には、前述した学校施設・設備の管理と同様に、「安全性」「機能性」の他に学校教育の性質に照らした「相応性」が求められ、

その探究が欠かせないといえるだろう。

さて、警備員等は「学校防犯」という目的から必要な安全管理の主体だが、対物管理の重要な主体としては、「学校用務員」の存在が極めて重要である⁽²²⁾。学校教育法施行規則49条において「学校用務員」は、その職務として「学校の環境の整備その他の用務に従事する」こととされているのである。その規定のみを根拠にしても、学校環境の安全管理においては重要な存在であることが理解できる。自治体によって学校用務員の採用形態や職務内容も多少異なるが、「川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程」を見ると、「校地及び校舎の清掃、整備及び美化に関すること」「校地及び校舎の安全管理に関すること」「施設設備の整備及び営繕に関すること」等とその職務内容が示されており、学校の安全管理（対物管理）に重要な役割を負っていることが理解できるだろう。しかし、学校経営・教育経営におけるどの学校安全関係の研究においても「学校用務員」の記述は全くといっていいほど見当たらない。学校施設・設備の安全点検や整備に従事する「学校用務員」の視点は、学校の安全管理にとって必要不可欠であり、「学校安全職員」といってもよいくらいの可能性を有している。

以上述べてきたように、警備員や学校用務員など学校の安全管理にとって必要な人の条件—その資質、職務・役割等—は、前述した学校施設・設備の基準化と並んで今後の「学校安全」の重要な研究課題である。その研究にあたっては、「学校安全職員」とその専門性（school security/safety professionals）が確立されている米国の取組が大いに参考になると考えられる。

おわりに —「開かれた学校づくり」と子どもの人権尊重の視点

以上、戦後の「学校安全」政策をふまえながら現代的課題について、大まかに「安全教育」と「安全管理」とに分けて見てきた。さいごに、「学校安全」の今後の展開にとって、根本的な課題としては以下の二点が掲げられるだろう。

まず、「開かれた学校づくり」を尊重した「学校安全」の実現である。「開かれた学校づくり」は、1990年代半ばから学校と家庭、地域との関係の再構築を目指し唱えられた。そして、それは現在のところ、保護者や地域住民などが学校運営に参加する「学校評議員」制度や、保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「学校運営協議会」制度（地域運営学校）の導入によって具現化が図られている。その学校と家庭、地域との協力関係の構築は、「学校安全」にとっても重要な課題となっている。

その意義と在り方については、「学校安全」の組織活動（組織化）の面で、古くから提唱されている。1960年代から1970年代にかけては、特に交通事故による子どもの事故が相次いだことから、「交通安全」指導・教育の必要性から家庭や地域社会との連携が主張されている⁽²³⁾。そしてその意義は、子どもの交通安全能力や態度、習慣の育成は、学校よりも家庭や地域社会の担うところが大きい（むしろ家庭や地域社会で行うべき）とするものだった。そして、今日に至っては「学

校防犯」の問題からますますその傾向が露わになってきている。地域住民のボランティアによる学校内外の巡回等はその事例である。しかし、そこに共通する問題は、「学校安全」のための組織構成には、保護者や地域住民も位置づけられていない点である。あくまでも、校内組織は学校教職員のみで構成されており、保護者や地域住民との関係は、彼らの独自の校外組織との協力、連携という構図ということである。もっといえば、家庭、地域社会との連携、協力は、学校の安全指導・安全管理の「下請け」的な意味合いが強いものとなっている。しかし、最近の「開かれた学校づくり」の考えは、保護者や地域住民などが学校づくりの企画、実施、評価の過程へ参加し、教職員と共に学校づくりを行っていくことを要請するものである。そのような考えに立てば、「学校安全」についても、「学校評議員会」や「学校運営協議会」のように教職員や保護者、地域住民が、企画、実施、評価していく体制が期待されているといえよう。

次に、子どもの発達・成長に根ざした「学校安全」の創造である。すなわち、子どもの成長・発達上の特性として好奇心や冒険心から即行動を起こしてしまうというのはつきものである。たとえば、窓から外を覗いてみたい、プールに飛び込んでみたい、滑りやすい廊下を走ってみたいなどは、大人からすればくだらないことだが、子どもにとっては好奇心や冒険心などを刺激されるのである。そして、それらが転落等の事故につながることもあり、結果としては「安全指導」という子どもの行動規制を通じた対策がとられるわけである。しかし、そのような行動規制は、子どもの好奇心や冒険心、そしてそれを通じた成長・発達の機会を奪ってしまうこともあるということを考えておかなければならないだろう。

そのような子どもの特性を尊重して、国土交通省は、公園における遊具による事故、災害を防止するための基準（指針）を、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（2002年3月）において示している。すなわち、そこには、「子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、子どもは予期しない遊びをする」「子どもは、ある程度の危険性を内在している遊びに惹かれ、こうした遊びに挑戦することにより自己の心身の能力を高めてゆくもの」「子どもの発育発達段階によって、遊びに対するニーズや求める冒険、危険に関する予知能力や事故の回避能力に違いがみられる」などという子どもの特性をふまえつつ⁽²⁰⁾、「子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつ」でもあると唱えられている。さらに、「事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスク」と、「事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザード」とに区分し、遊具の計画・設計、製造・施工、維持管理、利用段階に分けて、数値基準を示しながら提唱しているのである。これまでの安全指導や安全管理は、繰り返される事故や災害などを見ればわかるように、そのような子どもの成長・発達の特性への配慮が欠落していたのではないだろうか。

今後の「学校安全」は、「開かれた学校づくり」など今日学校に要請される課題等にも応えつつ、これまでになかった子どもの成長・発達の視点—子どもの目線—にたって問い直され、その

在り方を模索していくことが学校の「安全管理」において重要な研究及び実践の課題となるだろう。

注

- (1) 日本体育・スポーツ振興センターの統計情報より。
- (2) 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」(2006年6月2日報道発表)
- (3) 文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、2001年、pp20-21。
- (4) 日本教育経営学会編『講座日本の教育経営 教育経営ハンドブック』、1986年、pp63-64。
- (5) 吉本二郎・小林一也編『現代学校教育全集8 学校安全』、ぎょうせい、1979年、p13。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条7号では、「スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。))における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと」と規定されている。
- (7) 文部科学省『学制百年史』、帝国地方行政学会、1981年。
- (8) 文部科学省、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、p62。
- (9) 吉本二郎・小林一也編『現代学校教育全集8 学校安全』、ぎょうせい、1979年、pp41-42。
- (10) 詳しくは、永井憲一監修『学校安全への提言』、数研出版、1981年、pp113-124 を参照のこと(該当部分の執筆者は喜多明人)。
- (11) 文部科学省、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、p62。
- (12) 文部科学省の通知・通達については、京都・日野小学校事件を受けた「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について(依頼)」(2000年1月)や池田小事件を受けた「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について(通知)」(2001年6月)、寝屋川中央小事件を受けた「学校の安全確保のための施策等について(通知)」(2005年2月)がある。
- (13) 吉本二郎・小林一也編『現代学校教育全集8 学校安全』、ぎょうせい、1979年、pp42-43。小林一也・永岡順編『新学校教育全集11 学校安全』、ぎょうせい、1995年、pp80-81。
- (14) 文部科学省『小学校施設整備指針』、2003年8月。
- (15) 詳しくは、喜多明人・橋本恭宏『<提言>学校安全法一子どもと安全を守る指針一』、2005年5月、不磨書房、pp7-15を参照のこと。
- (16) 文部科学省の「学校の安全管理の取組状況に関する調査結果」(2006年6月)によれば、「防犯監視システム」(防犯カメラ、センサー、インターホン等)を整備している公立学校(小・中・高校、盲・聾・養護学校、幼稚園等)の割合は、2005年3月31日時点で52.7%に及んでいる。
- (17) 日本教育経営学会編、前掲書、p64。
- (18) 学校防犯に関連する「監視カメラ」等の安全管理対策の問題点については、拙稿「学校における安全管理の実態と『学校安全』の基本的視点と課題」『季刊教育法146』、エイデル研究所、2005年9月、pp38-47を参照のこと。
- (19) 文部科学省「学校安全のための方策の再点検等について -安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告-」(2005年3月31日)。
- (20) 文部科学省、前出調査結果。それによれば、警備員等が日中の時間帯に配備されている学校の割合は、国立学校では99.2%、公立学校では7.6%、私立学校では20.1%という実態が明らかになっている。
- (21) 事例としては、埼玉県泉南市、戸田市の教育委員会と両市を管轄する埼玉県警蕨署が、警察署員が両市の全27市立小学校に立ち寄り校内巡回することを含む「児童・生徒等の安全対策に関する協定」の締結がある。
- (22) 学校用務員は通称であって、その呼称は自治体の規則や、その職務・業務に照らして異なる。ただし、学

校教育法施行規則（第49条、第55条、第65条、第73条の15及び第77条）では、「学校用務員」としてその職務が規定されている。

- (23) 宮田丈夫、宇留野藤雄、吉田瑩一郎編『学校安全事典』、第一法規、1974年、pp523-527。
- (24) 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」、pp2-3。